◇サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三二九号）（内閣官房）

サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二八年法律第三一号）の施行期日は、平成二八年一〇月二一日とすることとした。

◇情報処理の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三三〇号）（経済産業省）

1　情報処理安全確保支援士（以下「支援士」という。）の欠格事由に係る刑罰法規の規定を整備することとした。（第二条関係）

2　情報処理安全確保支援士試験の受験手数料の額を規定することとした。（第三条関係）

3　情報処理安全確保支援士登録証の記載事項の変更等の手数料の額を規定することとした。（第四条関係）

4　支援士の登録手数料の額を規定することとした。（第五条関係）

5　この政令は、サイバーセキュリティ基本法及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二八年一〇月二一日）から施行することとした。

◇地震保険に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第三三一号）（財務省）

1　政府が、保険会社との間に締結する地震再保険契約により支払う再保険金額は、保険会社が支払う保険金額が一、一五三億円を超える場合に、一、一五三億円を超えて一、八二七億円（改正前四、三七九億円）以下の部分については一〇〇分の五〇、一、八二七億円を超える部分については一一万一、一七三分の一一万〇、八四一を政府が支払うこととした。（第三条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

法律

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十八年十月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第七十五号

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

（地方交付税法の一部改正）

第一条　地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「第四号」を「第五号」に、「第五号から第七号まで」を「第六号から第八号まで」に、「三千四百七十七億七千四百九十万千円」を「三千六百四十三億千三百二十一万九千円」に改め、同条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　前三号に掲げる額以外の額として平成二十八年度の一般会計補正予算（第2号）により一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる特例加算額　五百十億円

附則第十一条中「この条において同じ。」の下に「、附則第四条第四号に掲げる額」を加え、「三千四百七十七億七千四百九十万千円」を「三千六百四十三億千三百二十一万九千円」に、「及び平成二十八年度震災復興特別交付税額の」を「、同号に掲げる額及び平成二十八年度震災復興特別交付税額の」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第二条　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第九条中「及び第三号」を「から第四号まで」に、「同条第七号」を「同条第八号」に改める。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

総務大臣　山本　早苗

財務大臣　麻生　太郎

内閣総理大臣　安倍　晋三